

平成22年度中小企業応援センター事業公募要領

平成22年2月

平成 22 年度中小企業応援センター事業

公募要領

経済産業局では、地域の中小企業団体、地域金融機関、税理士、NPO等の中小企業支援機関等（以下、「支援機関」という。）の経営支援能力を補完・強化すること等を通じて、中小企業の新事業展開、創業、事業再生、再チャレンジ、事業承継等の高度・専門的な経営課題への対応を支援する「平成22年度中小企業応援センター事業（中小企業経営支援体制連携強化事業）」の実施機関を、以下の要領で募集します。

．事業の目的

中小企業の日常的な経営支援に取り組む支援機関の経営支援能力を補完・強化するため、その後方支援機関として中小企業応援センター（以下、「応援センター」という。）を整備し、中小企業の（1）新事業展開、（2）創業、事業再生及び再チャレンジ、（3）事業承継、（4）ものづくり支援、（5）新たな経営手法への取組みといった高度・専門的な課題に対し、これら支援機関を通じた支援等を行うことにより、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに、これを通じ、地域における支援機関の機能強化に資することを目的とします。

．事業の内容

1．事業の実施地域

（当該経済産業局の管轄区域を中心とした区域）

2．事業の概要

上記1．の地域において、中小企業の支援に関する専門的な知識、能力及び経験を有している者をコーディネーターとして実施機関が選定し、当該コーディネーターが中心となって、下記3．に記載した高度・専門的な課題に対応するための次に掲げる支援事業を実施します。

- （1）支援機関からの要請に基づく専門家派遣の実施
- （2）応援センターにおける定期的な相談窓口設置及び専門家派遣等による支

援

(3) 支援機関と連携したセミナー・ビジネスマッチング等の開催

なお、コーディネーターについては、事業内容に応じ、複数名設置することができます。

3. 高度・専門的な支援課題

応援センターは、支援機関からの要請に基づき、以下の(1)から(6)に掲げる高度・専門的な支援課題(以下、「専門的支援課題」という。)に全般的に対応するとともに、特に地域の中小企業のニーズに応じて他の支援機関と比較して強みを持つ課題分野(以下、「特定支援分野」という。)を選択(複数選択可)し自ら重点的に支援を実施します。

(1) 新事業展開支援

経営革新

中小企業の新事業展開に向けた計画策定・実施・検証・改善(PDCA)を支援し、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(以下「新事業活動促進法」という。)の経営革新計画の承認等に繋げ、着実に実施する体制の構築を支援する。

地域資源活用

地域の特徴的な素材や技術(地域資源)の活用によって、中小企業が新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を行う際に必要とする支援を行う。また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の認定等を支援するために、全国10箇所に設置されている(独)中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)の支部等を活用し、中小企業の新たな事業展開や経営力強化を支援する。

農商工等連携

農林漁業者との連携(農商工等連携)によって、中小企業が新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を行う際に必要とする支援を行う。また、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の認定等を支援するために、全国10箇所に設置されている中小機構の支部等を活用し、中小企業の新たな事業展開や経営力強化を支援する。

新連携

分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源)を有効に組み合わせて新事業活動を行うことによる新たな事業分野開拓のため

に必要とする支援を行う。また、「新事業活動促進法」の認定等を支援するために、全国10箇所に設置されている中小機構の支部等を活用し、中小企業の新たな事業展開や経営力強化を支援する。

(2) 創業、事業再生及び再チャレンジ支援

創業支援

創業を目指す者を支援するため、コーディネーター等が創業に必要な知識・ノウハウ等を付与するとともに、必要に応じて高度な専門知識を有する専門家等の派遣や各種創業関連施策を活用し、質の高い創業に向けた支援を行う。

事業再生支援

中小企業経営者の事業再生を支援するため、コーディネーター等が財務諸表等に基づく経営診断等の実施や中小企業再生支援協議会（以下、「再生支援協議会」という。）との連携による再生支援を行う。

再チャレンジ支援

事業継続の見通しが見つからない中小企業経営者の事業転換や廃業経験者の再起業（再創業）を支援するため、コーディネーター等が財務諸表等に基づく経営診断の実施や、必要に応じて、弁護士等の専門家を派遣して早期の事業転換や再起業を支援する。

(3) 事業承継支援

親族内及び親族外への事業承継時に生じる様々な課題に悩む中小企業経営者や後継者等を支援するため、事業承継における専門家等のネットワークを有する中小機構の事業承継コーディネーターと連携しながら、事業承継マッチング支援データベースを活用したマッチング支援等の事業承継円滑化支援を行う。

(4) ものづくり支援

中小企業のものづくりの高度化を支援し、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の特定研究開発等計画の認定等に繋げ、着実に研究開発を実施する体制の構築を図るとともに、事業化への支援を行う。

(5) 新たな経営手法への取組支援

ITを活用した経営力強化

中小企業が、IT活用（インターネットを通じた電子情報や財務会計ソフトウェア等の活用）による財務会計の整備や管理会計の導入等によ

り、自らの経営課題の把握や経営計画の策定、目標達成状況のモニタリングを可能とする仕組み構築を支援する。

見えない資産の把握・活用（知的資産経営）

中小企業が有する技術や創造力、人脈や信頼等の無形の資産（知的資産）を文書化（「見える化」）する取組を支援し、取引先や金融機関、従業員等のステークホルダーに対するコミュニケーション能力を向上させ、信用力・経営力の強化に繋げる。

（6）追加的支援課題

上記の他、国の中小企業支援策の中で、特に必要な支援課題として国が要請するもの。

4. 事業の実施方法

応援センターは、コーディネーターを中心に専門的支援課題への対応を支援するとともに、以下の（1）～（3）に掲げる全ての事業を実施するものとする。ただし、（2）及び（3）の事業については、自ら選択した特定支援分野に係る事業のみの実施でも可とする。

なお、応援センター事業については、応援センターの支援を行うために中小機構内に設置される支援事務局（仮称。以下、「支援事務局」という。）と協力・連携を取りながら実施するものとする。

（1）支援機関支援事業

支援機関からの要請に基づく上記3.に掲げる専門的支援課題に対する支援事業として、各応援センターは次の専門家派遣事業を実施します。

専門家派遣事業

支援機関から持ち込まれた中小企業の抱える専門的支援課題に対して、応援センターは当該支援機関と相談の上、支援方法等を決定し、課題解決に最適な専門家を派遣し支援にあたる。

- 1 専門家には、豊富な経験・ノウハウ等を有し、その経験・ノウハウ等を活用して中小企業支援を行おうという意志のある、大企業等のOB又は近く退職を控える方々（新現役）を含む。
- 2 専門家派遣事業には、新現役を、自社の外部アドバイザー／コンサルタントとして経営課題の解決に活用したいという中小企業に対して、ニーズに適合する新現役を選定し、新現役と中小企業とのマッチング支援を行うことを含む。

(2) 中小企業支援事業

中小企業から応援センターに直接持ち込まれる専門的支援課題に対する支援事業として、各応援センターは以下の、 を実施します。

課題対応型相談窓口設置事業

応援センターに専門的支援課題毎のテーマに対応した相談窓口を定期的に開設し、コーディネーター又は専門家が中小企業からの相談に応じ、経営課題を把握した上で専門的支援課題に応じた支援に繋げる。

専門家派遣事業

中小企業の抱える専門的支援課題に対して、課題解決に最適な専門家を派遣し支援にあたる。

上記(1)の 1及び 2を準用する。

(3) 支援機関共同セミナー等開催事業

各応援センターは、専門的支援課題を対象とした次の支援機関共同セミナー等開催事業を実施します。

支援機関共同セミナー等開催事業

専門的支援課題について、セミナー等(講習会、研修、ビジネスマッチング会、研究会等)を開催することにより、中小企業の課題解決に有益な情報等の普及を行うとともに、中小企業を支援する地域の機関等に対しても本事業に関する情報提供や知識・ノウハウの共有につながる活動を行う。本セミナー等については、原則として支援機関と連携して実施するものとするが、応援センターが単独で実施することを妨げない。

また、これらの専門的支援課題解決に当たり、中小企業が必要とする経営資源(人材、技術、流通網等)を有する企業等とのマッチング会を実施する。

・応募資格及び要件

事業申請書を提出できるのは、次の要件を満たす機関とします。

(1) 以下のいずれかに該当する機関であること。

商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、公設試験研究機関(独法に限る)、特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する一般社団法人・一般財団

法人（特例民法法人を含む）（注）、信用保証協会、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、大学、農業協同組合等、特定非営利活動法人（注）、民間企業（注）

上記に掲げる機関が複数でコンソーシアムを組み、共同で事業申請書を提出することもできる。ただし、コンソーシアムが法人格を有しない場合は、申請はコンソーシアムの代表者（以下、「代表法人」という。）が行うものとし、コンソーシアムを構成する者（以下、「構成法人」という。）も明記するものとする。（コンソーシアム方式については別紙3を参照）

コンソーシアムが法人格を有する場合は、1つの機関が申請した場合と同様に扱うものとする。

構成法人については、本「 . 応募資格及び要件」のうち（2）（3）（4）及び（6）に掲げる事項については、適用しないものとする。

- （2） 経済産業局長の管轄区域内に設置されている機関であること。（
 県、 県、 県）
- （3） 特定の業種に属する中小企業だけを支援対象としないこと。
- （4） 中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。
- （5） 中小企業応援センター連絡協議会を設置するものであること。

中小企業応援センター連絡協議会の設置

応援センター事業を効果的に実施するために、地域における他の主な支援機関をメンバーとする中小企業応援センター連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、至急に議案がある場合を除き、原則として各四半期毎に1回開催するものとする。

応援センターは、協議会に対し、他の支援機関と連携して行う支援事業の運営方針等に関する諮問を行うとともに、適宜、専門家派遣等の活動状況の報告を行い、必要な助言等を受けて、業務改善に努めるものとする。また、応援センターは、専門家の派遣要請を行う支援機関や中小企業から寄せられた苦情や業務改善を求める要望を協議会に報告するものとする。

（6）その他

本事業に関する委託契約を 経済産業局との間で直接締結ができる機関であること。

経済産業局が提示した委託契約書に合意すること。

（注） 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を除く）及び特定非営利活動法人及び民間企業については、当該組織、または当該組織の構成員が自治体からの中小企業支援に関する業務受託等の自治体と連携をして業務を行った実績を記載すること。

．委託先の選定

1．選定プロセス等

経済産業局において、応援センター選定の審査を行う審査委員会（有識者で構成）を設置し、下記選定基準に基づき、応援センターを決定します。

なお、応援センター選定の審査では、必要に応じて申請機関からのヒアリングを行うほか、各都道府県に申請書及び提出書類を開示し、意見を聴取する場合があります。

2．選定方法

応援センター（委託先）は、上記 ．の要件を満たす機関から提出された事業申請書及び添付資料について、選定基準に基づき審査を行い、相対的に評価した上で決定します。

3．選定基準

応援センター（委託先）の選定は、以下の選定基準に基づいて行います。なお、選定にあたっての各基準の配点割合のイメージは別添のとおりです。

- （１）委託業務に関する申請書及び提出書類の内容が施策の意図と合致していること。
- （２）委託業務に関する申請書及び提出書類にある事業の実施方法、内容等が幅広い支援機関に公平なサービスの提供を行うものであり、かつ、優れていること。
- （３）中山間地の中小企業や中小企業組合を対象とする支援機関等、幅広い支援機関を支援対象としていること。
- （４）特定の専門分野（資金調達支援手法、技術的支援手法等）に関する支援ノウハウを十分に有すること。
- （５）適切な成果目標を設定していること。
- （６）他の支援機関と連携して、相当程度の中小企業に効果的な支援を実施すること。
- （７）再生支援協議会を設置する法人と連携するなど、再生支援協議会との効果的な連携による企業支援を行うものであること。
- （８）当該事業の実施が当該支援機関及び他の支援機関の人材に対する支援ノウハウの移転につながるものであること。
- （９）委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有していること。
- （１０）中小企業等の支援に関するノウハウ・実績を十分に有すること。
- （１１）中小企業の支援に関して地方自治体や地域の中小企業の支援機関等と

有効なネットワークを有すること。

(12) 専門家派遣を実施するのに必要な数、多様性を有する専門家が確保できること。

(13) 以下の要件を満たすコーディネーターを中核とする事業であること。

< コーディネーターの要件 >

中小企業の経営支援に関する知識を有すること。特に重点を置いて実施する支援課題に対する事業については、当該事業分野に関する知識を有すること。

中小企業の経営課題の抽出、事業計画策定等を支援する能力・経験を有すること。

中小企業の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する能力・経験を有すること。

関係機関等との連携、関連施策の活用等を実施する能力・経験を有すること。

・ 契約

1 . 委託契約の締結

採択された機関と 経済産業局との間で委託契約を締結することとなります。採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定です。

ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り直し、又は契約解除等を行う場合があります。

なお、再委託を行うことはできません。

2 . 事業の評価

応援センター事業について、事業目標や事業計画に照らした事業実績等の評価を実施します。

3 . 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、平成23年3月31日とします。

4 . 委託事業規模

事業規模は2,500万円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む）を上限としますが、上記（1）に掲げるコンソーシアム方式による申請の場合は下記に記載したとおりとします。なお、特段の事情がある場合は、上限額を変更することがあります。

ただし、専門家派遣経費については、事業費全体の3割以上となることとし、また、上記4.(1)に要する経費が専門家派遣経費全体に占める割合の下限を、下記に掲げるとおりとします。

なお、実際の契約の際の契約金額は、支援課題毎に設定する目標や新現役による中小企業支援機会の創出目標(マッチング契約成立件数)とその達成可能性や、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではありません。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともありますのでご了承ください。

コンソーシアム方式による申請の場合の事業規模

コンソーシアムの構成法人が2者の場合は5,000万円、3者以上の場合は8,000万円(それぞれ一般管理費、消費税及び地方消費税を含む)を上限とします。

上記4.(1)に要する経費が専門家派遣全体に占める割合の下限

ア 単独による申請する場合 5割

イ コンソーシアム方式による申請の場合

コンソーシアムの構成法人が2者の場合は4割、3者以上の場合は2割とします。

5. 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成23年4月8日までのいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出することとします。経済産業局はこれを受けて検査を行い、内容に問題がなければ費用の支払いを行います。支払いは原則として精算払いとします。応援センター受託者の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第概算払いが行える可能性があります。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行いません。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請してください。

6. 委託費の内容

委託業務の遂行に必要と認められる経費は別紙1のとおりです。

7. 報告

事業の進捗状況等について、経済産業局の指示または支援事務局の依頼に基づき、報告していただきます。

．応募要領

1. 公募期間等スケジュール（別紙2を参照）

公募開始	平成22年2月15日（月）
公募締切	平成22年3月1日（月）（17時必着）
審査結果の連絡	平成22年3月中旬（予算成立が前提）
契約、事業開始予定	平成22年4月（予算成立が前提）

2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに経済産業局（問い合わせ先参照）へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「平成22年度中小企業応援センター事業に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

提出書類と提出部数

- 事業申請書・・・正本1部+写し2部
 - 定款（寄附行為）・・・1部
 - 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・各1部
 - パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・1部
 - コーディネーター候補が支援した企業等の経営者または事業承継支援を受けた前経営者からの「推薦書（2人分）」（別紙4-1）
 - 「コーディネーター志望理由書」（別紙4-2）
 - 「コーディネーター候補者の支援事例（2企業分）」（別紙4-3）
 - ・・・コーディネーター候補者毎に各1部
- （注）「推薦書（別紙4-1）」と「コーディネーター候補者の支援事例」（別紙4-3）の支援企業については、同一企業可。

～ については、コンソーシアムを組む場合、構成法人分も必要となります。

3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択についての問い合わせについては、一切対応しません。

．問い合わせ先

経済産業局 課

電話：

．その他

- (1) 提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 事業申請書等の作成費は経費に含みません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給されません。

中小企業応援センター事業の実施に関する経費支出基準

1. 中小企業応援センター事業を実施するために必要な経費。

(1) コーディネーター費

支援機関及び中小企業を支援するための本事業に係る相談業務、関係機関との連絡調整及び経済産業局、支援事務局または中小企業庁の指定した会合等への出席等に必要なコーディネーター謝金及び旅費

謝金及び旅費の額は、各事業実施機関の規程(コンソーシアムの場合は、統一の単価を定めた規程)に基づき支払うものとします。なお、国又は地方自治体から人件費の補助金等を受けている者については、謝金の対象となりません。

(2) 専門家派遣費

課題対応型相談窓口設置事業を行うに際し、専門家を招聘するために必要な謝金及び旅費。

専門家派遣事業を行うに際し、専門家を活用するために必要な謝金及び旅費。

謝金及び旅費の額は、各事業実施機関の規程(コンソーシアムの場合は、統一の単価を定めた規程)に基づき支払うものとします。

新現役登録者の初回マッチング謝金は、原則1回15千円とします。

(3) 支援機関共同セミナー等開催費

支援機関と共同して、あるいは単独で開催するセミナー、ビジネスマッチング会等の実施に際し、必要な以下の経費。

講師謝金

講師旅費

会場借料

会議費

資料作成費

雑役務費

広報費

職員旅費

(4) その他広報費

中小企業応援センター事業を実施するのに必要な広報費。

2. 一般管理費

上記1の10%以内。

契約手続及び事業実施スケジュール

時 期	経済産業局	委託先機関
22年2月	2月15日 公募開始	
22年3月	3月1日 公募終了 3月中旬 審査 ~下旬 審査結果連絡	3月1日まで 応募(事業申請書提出)
22年4月 23年3月	4月1日(予定) 委託契約 概算払い	事業開始 必要により概算払い請求
23年4月	額の確定 精算払い	実績報告書提出 精算払い請求
		事業完了 業務完了報告書提出 事業実施報告書提出

コンソーシアム方式による事業申請について

1. 趣旨

中小企業応援センター事業を実施していく上において、応援センターとなる支援機関自身が高い支援能力を有していることは言うまでもありませんが、効果的な支援を実施するためには、地域の支援機関との有効な連携が重要となる場合があります。このため、コンソーシアム方式による応援センター事業の実施を認めることとし、より効果的な応援センター事業を実施する仕組みを構築することとします。

2. 対象機関

(1) に掲げる機関

3. 中小企業応援センター事業を実施することができるコンソーシアムの要件

(1) 定義

コンソーシアムとは、二以上の者によって、中小企業の経営支援を連携・協力して行うことを目的とする組織である。

(2) 組織形態

コンソーシアムとして固有の名称を有しなければならない。

コンソーシアムを構成する者(以下「構成法人」という。)の中から、法人格を有する代表者(以下「代表法人」という。)を一つ定めなければならない。

構成法人の間で、組織目的・運営方法・経理処理等に関する規約等()が締結されていなければならない。

申請に当たっては、全構成法人の代表者が記名押印した以下のアからウに掲げる事項を証する書類(様式8)を添付するとともに、経済産業局等との委託契約締結時に規約等を提出するものとする。ただし、申請時において規約等を提出する場合はこの限りでない。

ア 当該コンソーシアムへ参加すること。

イ 当該事業計画へ同意すること。

ウ 当該コンソーシアムが共同で定める各種規約等へ同意すること。

コンソーシアムは、それ自身の法人格を有することを要しない。

(3) 名称使用

中小企業応援センター事業を行うに際しては、コンソーシアムの名称を

使用しなければならない。

なお、当該名称を定めるにあたっては、センターの所在地域名を使用するなどして応援センターの事業内容を表したものとすよう工夫するものとする。

例)・中小企業応援センター 北信濃中小企業支援ネットワーク

・中小企業応援センター 中小企業支援ネットワーク北信濃

中小企業応援センター事業を行うコンソーシアムの構成法人は、その旨を名乗ることができる。

例)「中小企業応援センター 北信濃中小企業支援ネットワーク
メンバー 信用金庫」

(4) 事業運営

コンソーシアムが法人格を有する場合は、単独法人による実施と同様に扱う。

コンソーシアムは、中小企業応援センター事業にかかる主たる事務所に限り、当該中小企業応援センターの看板を掲げることができる。

コンソーシアムが法人格を有しない場合は、その代表法人が以下の全ての条件を満たさなければならない。

ア．代表法人の代表者が、中小企業応援センター事業委託費の契約者となること。

イ．中小企業応援センター事業を行うコーディネーターを配置すること。

ウ．中小企業応援センター事業委託費を他の構成法人に再委託しないこと。

中小企業応援センター事業は、コンソーシアムとして行われるものであることにかんがみ、構成法人間で以下を分担・連携して行うことができる。

ア．中小企業応援センター事業を行うコーディネーターを配置すること。

イ．高度・専門的な支援課題に関する定期的な窓口相談や専門家派遣事業の一部を行うこと。

ウ．セミナーやビジネスマッチング等の一部を行うこと。

ただし、上記ア～ウを行うにあたっては、国との契約における事業計画書にあらかじめ必要な実施体制・内容等を記載することを要し、その実施にあたっては、中小企業応援センター連絡協議会の諮問を図ること。また、当該費用に充てる中小企業応援センター事業委託費は、コンソーシアムの代表法人の代表者が支出管理を行うものとし、国との契約上の責任を負わなければならない。

4. その他

代表法人、構成法人ともに同一時期に行われる本事業の公募に重複して応募することはできません。

推 薦 書

本推薦書は、コーディネーター候補者から支援（サービス）を受けた経営者または事業承継支援を受けた前経営者で、当候補者こそ中小企業応援センター公募要領8ページに掲げるコーディネーターに相応しいと推薦くださる方に記入いただく様式です。

1人の候補者につき、必ず2枚（2人の経営者から）の推薦書を提出してください。

(推薦者記入事項)

推薦するコーディネーター 候補者の氏名	
推薦するコーディネーターが 所属する申請機関の名称	

1. 全体として中小企業支援者としてのこの候補者を推薦する理由を教えてください。

--

2. 中小企業支援者としての候補者の強みはどこにあると思いますか。

--

3. 中小企業支援者としてのこの方の弱み（今後の課題）はどのようなものがあると思われませんか。

--

推薦者氏名（サイン）_____

貴社名及び推薦者の役職： _____（役職： _____）

貴社の住所： _____ 貴社の電話番号： _____

本推薦書は中小企業応援センターの公募審査資料であり、その他の目的には使用しません。また、名前が公表されることもありません。

コーディネーター志望理由書

本様式は、コーディネーター候補者自身に記入していただく様式です。候補者の中小企業支援に対する思いや情熱といったものを積極的にアピールしてください。

申請機関の名称	
コーディネーターの氏名	

1.なぜコーディネーターに応募しようと思ったのかの動機に関して記述してください。

2.中小企業支援の手法における自らの特徴(得意な点・不得意な点)についてどのように考えるか記述してください。

3.コーディネーターになった際にどのようなことを実現したいかを記述してください。

コーディネーター候補者の支援事例

本様式は、コーディネーター候補者自身に記入していただく様式です。

過去2年以内に支援した中小企業に関する情報と、その企業に対する支援策の詳細を記入してください。

1人の候補者につき、本様式を必ず2枚(2つの支援事例)を提出してください。

申請機関の名称	
コーディネーターの氏名	

1. 支援先企業の基本情報

支援業種：	事業概要：
支援規模	支援期間：
社員数： 名	支援テーマ：
売上(年)： 円	

2. 支援情報

- ・ 支援提供の経緯

- ・ 支援開始時の事業状況と経営課題認識

- ・ 経営課題へのアプローチと支援策

- ・ 支援結果とその改善効果

適宜、添付資料を付けていただいて構いません。

コーディネーター候補者の支援事例（記入例）

本様式は、コーディネーター候補者自身に記入していただく様式です。

過去2年以内に支援した中小企業に関する情報と、その企業に対する支援策の詳細を記入してください。

1人の候補者につき、本様式を必ず2枚（2つの支援事例）を提出してください。

申請機関の名称	中小企業応援センター
コーディネーターの氏名	

1. 支援先企業の基本情報

支援業種：製造業（チェーンソーの部品） 事業概要：チェーンソー部品の製造メーカー

支援規模 支援期間：2008/7～2009/3 月1回の相談
社員数：××名 2008/12～2009/6 月30時間程度の支援
売上（年）：約×億円 支援テーマ：チェーンソー加工技術を活用した新規事業立案

2. 支援情報

- 支援提供の経緯
主催の新規事業セミナーに経営者×氏が参加
- 支援開始時の事業状況と経営課題認識
国内住宅着工数の減少に伴い、チェーンソー需要の大幅な減少と……新たな収益源となる新規事業の開発が喫緊の課題であり……
- 経営課題へのアプローチと支援策
特許を保持していた……という技術が使えると考え、これを同じく支援していた企業×社と共同で新たな製造法を開発し、それを共同受託する形で……
- 支援結果とその改善効果
×社と設立したジョイントベンチャーによる初年度受注件数は 件。微増ながらも……

適宜、添付資料を付けていただいても構いません。

中小企業応援センター選定にあたっての各選定基準の配点割合イメージ

中小企業応援センターを選定していく際の選定基準については、 . 3 . で示したとおりですが、各選定基準の配点割合イメージについては、以下のとおりです。

実 施 内 容

支援内容【40%】

委託業務に関する申請書及び提出書類の内容が施策の意図と合致していること。

委託業務に関する申請書及び提出書類にある事業の実施方法、内容等が幅広い支援機関に公平なサービスの提供を行うものであり、かつ、優れていること。

中山間地の中小企業や中小企業組合を対象とする支援機関等、幅広い支援機関を支援対象としていること。

特定の専門分野（資金調達支援手法、技術的支援手法等）に関する支援ノウハウを十分に有すること。

適切な成果目標を設定していること。

連 携【15%】

他の支援機関と連携して相当程度の中小企業に効果的な支援を実施すること。

再生支援協議会を設置する法人と連携するなど、再生支援協議会との効果的な連携による企業支援を行うものであること。

当該事業の実施が当該支援機関及び他の支援機関の人材に対する支援ノウハウの移転につながるものであること。

実 施 能 力

支援実績等【15%】

委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有していること。

中小企業等の支援に関するノウハウ・実績を十分に有すること。

中小企業の支援に関して地方自治体や地域の中小企業の支援機関等と有効なネットワークを有すること。

専門家派遣を実施するのに必要な数、多様性を有する専門家が確保できること。

コーディネーター【30%】

以下の要件を満たすコーディネーターを中核とする事業であること。

< コーディネーターの要件 >

- ・中小企業の経営支援に関する知識を有すること。特に重点を置いて実施する支援課題に対する事業については、当該事業分野に関する知識を有すること。
- ・中小企業の経営課題の抽出、事業計画策定等を支援する能力・経験を有すること。
- ・中小企業の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する能力・経験を有すること。
- ・関係機関等との連携・関連施策の活用等を実施する能力・経験を有すること。